高浜原発3・4号機運転差し止め仮処分決定取消に抗議する

12月22日に西川一誠福井県知事が高浜原発3・4号機の再稼働への同意を表明。 地元の高浜町や県議会の意思、同県原子力安全専門委員会の報告、関電、国の方針を「総合的に勘案し、再稼働に同意するとの判断」に至ったと説明した。

その2日後の12月24日、福井地方裁判所は高浜原発3・4号機運転差し止め仮処分決定取消を下した。

「本件原発の安全性に欠ける点があるとはいえない」「したがって債権者らの人格権が侵害される具体的危険があると推認することはできない」とする、前回の画期的な判断を覆す非常に残念な決定であり、京都府保険医協会は住民のいのちと健康を守る医師の立場から仮処分決定取消に強く抗議する。

そもそも原発は、徹頭徹尾、他者に犠牲を押しつけるものである。平常運転時の労働でも下請け・孫請け労働者が被曝を強いられている。発電所や核燃料サイクル施設は、決して都会には作ることができず、過疎地に押しつけられている。なおかつ、原子炉が生み出す放射性物質は現在の科学では無毒化することができず、放射性廃棄物の処理方法も定まっていない。このような発電方法を選択すべきではなく、私たちの脱原発を求める主張の根源には、この問題がある。

私たちは、国および電力会社に対して、あらためて福島第一原発事故を直視し、脱原発を求める多数の声に耳を傾け、脱原発政策に舵を切ることを求める。そして、司法においても国や電力会社に目を向けた判決ではなく、真に住民の声を聴きその立場に立った判断を下すよう強く求める。

2015 年 12 月 25 日 京都府保険医協会 理事 飯田 哲夫